

独立行政法人福祉医療機構の次期中期目標案の概要

(独)福祉医療機構第4期中期目標(案)の基本的な考え方

現状認識、課題

- ・ 少子高齢化の進行に伴う待機児童問題、特養待機者問題
- ・ 受け皿拡大を支える人材確保や従事者の処遇改善
- ・ 高齢化に伴う医療需要の増大
- ・ 地域のつながりの希薄化(社会的孤立)
- ・ インターネットの普及に伴う情報の氾濫

これらの課題解決に向けて

(独)福祉医療機構に求められる役割

- 「小回りのきく福祉・医療支援の専門店」としての一層の機能発揮・有機的連携により、待機児童解消や特養待機者解消、地域医療構想の実現等を推進するための福祉・医療基盤の整備
- 制度の谷間の要支援者を支える団体への支援を行い、地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現に寄与
- 機構が保有する福祉保健医療情報サービス基盤を活用し、全ての利用者が一元的かつ正確な情報を入手できる環境の整備等を効果的かつ効率的に実施

これらの政策に基づいて

行政の対応

- ・ 待機児童問題解消のため、以下の取組を推進

子育て安心プラン
(H29. 6)

平成32年度末までに全国の待機児童を解消

- ・ 医療需要の増大に対応するため、以下の取組を推進

介護医療総合確保推進法
(H26. 6)

地域医療構想に沿って病床機能を分化・連携

- ・ 特養待機者問題解消のため、以下の取組を推進

一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策 (H27. 11)

2020年代初頭までに要介護3以上の特養自宅待機者を解消

- ・ 地域共生社会の実現のため、以下の取組を推進

ニッポン一億総活躍プラン
(H28. 6)

・ 地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくりの推進

「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程) (H29. 2)

・ 共生型サービスの創設

- ・ 一元的かつ正確な情報を発信するため、以下の取組を推進

社会福祉法改正
(H29. 4)

厚生労働省が社会福祉法人に関するデータベースを構築

(独)福祉医療機構第4期中期目標期間
平成30年4月～平成35年3月

(独)福祉医療機構第4期中期目標(案)の概要

1 福祉医療貸付事業

少子高齢化が進展する中、福祉医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題。「ニッポン一億総活躍プラン」等の政策目的の実現に向けて、民間の施設等の整備に対して長期・固定・低利の資金を提供することと等により施設開設者等の負担軽減を図り、福祉医療サービスの基盤整備に資するため、以下の点に留意しその適正な実施に努める。【重要度:高】

- (1)政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施。
国の要請等に基づき災害復旧や金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応。
- (2)福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を実施。
- (3)利用者の円滑な資金調達に資するよう融資や経営診断を通じて得たノウハウ等を民間金融機関へ提供するとともに、民業補完の観点から協調融資の普及を図る。
- (4)事業者の施設整備等に関する相談対応や、適正な審査手続きを確保しつつ業務を迅速に実施することで、利用者サービスの向上を図る。
- (5)貸付債権については、福祉医療経営指導事業と連携しつつ、継続的に状況把握するとともにフォローアップ調査の実施など、債権区分別の期中管理を行う。
- (6)債権悪化の未然防止の取組みを実施。
- (7)政策融資の果たすべき役割を踏まえた経営悪化が懸念される貸付先への支援。

(8) 定量目標

- ①融資制度の周知・広報を福祉医療関係団体等に対して毎年度100回以上実施
(第3期実績:年平均98回)
- ②協調融資金融機関数を65機関以上に拡大
(第3期実績:49機関(年平均12.3機関))
- ③リスク管理債権化する恐れのある貸付先に係る実地調査等を55貸付先以上実施
(過去2年の実績:平均48貸付先)

2 福祉医療経営指導事業

民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の経営者等に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、機構が保有するノウハウを活用して経営指標の提供や経営状況を的確に診断することにより、施設経営を支援するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。【重要度:高】

- (1)セミナーについて、機構の独自性を発揮できる施設整備・経営管理に関する優良実践事例の情報提供など内容の充実を図る。
- (2)施設経営者等が健全な経営を行うことができるよう、経営状況に関する調査・分析・公表を行うなどの取組みを実施。
- (3)経営診断については福祉医療貸付事業や債権管理業務と連携しつつ、法人・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図る。

(4) 定量目標

- ①セミナー(集団経営指導)の延べ受講者数16,200人以上
(第3期実績:12,926人)
- ②調査・分析結果を延べ79件以上公表
(過去3年の総公表件数47件)
- ③公表結果のマスコミの記事・論文等への引用回数延べ332回以上
(過去3年の引用回数199件)
- ④経営診断の実施回数延べ1,710件以上
(第3期実績:1,363件(年平均340.8件))

3 社会福祉振興助成事業

NPO等の非営利法人が行う民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対して効果的な助成を行うことにより、地域共生社会の実現に寄与するとともに助成先法人等が自立的運営を行えるよう、以下の点に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 地域共生社会の実現などの政策的に必要なテーマに重点化し周知するとともに、NPO等が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業を選定。
- (2) 助成金申請業務の効率化により、申請書の処理期間の短縮を図る。
- (3) 助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンス強化の支援を充実。次年度以降の活動発展・充実に資する事後評価を実施。
- (4) 助成先法人等が行う事業の継続・発展に繋がるよう相談・助言に努める。

(5) 定量目標

- ① 助成金交付申請書の受理から交付決定までの平均処理期間22日以内
(第3期実績: 平均22.9日)
- ② 助成事業が対象とした利用者の満足度(最高評価の率)60%以上
(第3期実績: 平均59.3%)

4 退職手当共済事業

福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することは喫緊の課題であり、その担い手である福祉人材の確保が必要。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、保育・介護人材確保に向けた対策が挙げられており、本事業は社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資するものであり、以下の点に留意しその適正な実施に努める。【重要度: 高】

- (1) 退職手当金の給付事務の効率化により平均処理期間の短縮を図る。
- (2) 提出書類の簡素化等による利用者の利便性の向上及び負担軽減を図る。
退職届作成システムの利用促進。
- (3) 福祉人材確保及び処遇改善に資する制度であるため周知・広報を実施。

(4) 定量目標

- ① 受付から給付までの平均処理期間42日以内
【難易度: 高】(過去2年の平均処理期間42.1日)
- ② 退職届作成システムの利用割合を毎年度30%以上
(第3期実績: 平均27.5%)

5 心身障害者扶養保険事業

地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証し、加入者等に対し公表。
- (2) 扶養保険資金の運用に関する基本方針を定め、管理を行う。
また、扶養保険資金は分散投資による運用を行うとともに各種リスク管理を行う。
なお、運用に関する基本方針は必要に応じて随時見直す。
- (3) 扶養共済制度を運営する 地方公共団体と連携し、事務処理の適切な実施及び制度周知に努める。

(4) 定量目標

- 国、地方公共団体及び関係団体などとの連携・協力による周知・広報活動を毎年度15回以上実施
(平成28年度実績: 10回)

6 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業)

独立行政法人という公的な主体が運営する信用力を活かし、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」及び「障害福祉サービス等情報公表システム」の管理・運営を行うことなどにより、全ての利用者に対し福祉保健医療施策に関する一元的かつ正確な情報の基盤を提供することを目的とし、以下の点に留意してその適正な実施に努める。【重要度：高】

- (1) 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く提供し、情報の質の向上と利便性の向上に努める。
- (2) 国の施策に基づく情報システムについて、着実に整備し、安定的に運用するとともに効率的に管理。
- (3) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NETの活用を図る。

(4) 定量目標

- ① 最終年度の情報掲載数を平成29年度比50%以上増加
(第3期実績: 増加率45.7%)
- ② 年間ヒット件数1億200万件以上
(平成28年度実績: 1億144万件)

7 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)及び「年金担保貸付事業廃止計画」(平成25年3月厚生労働省策定)に基づき平成33年度末を目途に新規貸付を終了することとし、事業の廃止に向けた適切な措置を講じる。

- (1) 業務運営コストを分析し、貸付金利に適切に反映させ、安定的で効率的な業務運営に努める。
- (2) 無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和の実施。
- (3) 円滑に事業を終了する観点から、新規貸付終了時期及び利用可能な他制度等に関する周知を図るとともに、受託金融機関等の協力を得て窓口における利用者への適切な対応に努める。

(4) 定量目標

- 福祉・司法・消費者の各関係団体等30団体以上との連携・協力による周知活動を実施
(平成28年度実績: 29団体)

8 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえるとともに、本業務の終了を見据えた具体的な検討を行いつつ、安定的かつ効率的な業務実施に努める。

- (1) 債権残高の将来見通しを踏まえ、業務運営コストの分析及び将来の収支状況の把握を行うとともに、さらに当該業務の関係機関と緊密に連携して、今後の課題の把握等に努める。
- (2) 貸付先の財務状況等の把握及び分析を適時に行うことにより、適切な債権管理に努める。
- (3) 債権の適時的確な回収を行うことにより、延滞債権の発生を抑制に努める。
- (4) 延滞債権について、督促や保証人に対する保証履行請求等を適切に行う。

(5) 定量目標

- 長期延滞債権について、経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対し18%の回収処理を実施
(第3期実績: 平均17.8%)

業務運営の効率化に関する事項

1. 業務・システムの効率化と情報化の推進

- 各事業・業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、計画的なシステムの導入及び改善に努める。

2. 経費の節減

- 業務方法の見直し及び事務の効率化を行い、経費の節減に努める。
- 「調達等合理化計画」に基づき、一者応札等に対する取組を着実に実施
- 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費(いずれも人件費を除く。)については、より一層の業務運営の効率化への取組を行う。

財務内容の改善に関する事項

1. 運営費交付金以外の収入の確保

- 運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で利用者負担その他の自己収入を確保することに努める。

2. 自己資金調達による貸付原資の確保

- 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、債券の発行等による資金調達を適切に行う。

その他業務運営に関する重要事項

1. 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

- 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成等の業務運営体制を継続的に見直す。

2. 内部統制の充実

- 内部統制に係る規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有すること。
また、モニタリングを通じて内部統制の仕組みが有効に機能しているか点検・検証を行い、その結果を踏まえて、機構の組織規模及び事務・事業の特性を踏まえた内部統制の更なる充実を図る。
- 情報セキュリティポリシーに係る規程類を適時適切に見直すとともに、適切な情報セキュリティ対策を講じることにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組む。

3. 人事に関する事項

- 女性活躍や働き方改革を推進する観点から、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講じる。